

牧田議長 様

議員 吉岡 政昭

今月の18日の臨時議会、全員協議会、議長職、ご苦労様でした。

率直に言って、この日の全員協議会にも、また、また、あなたには失望しました。こんな程度の「仁義」も切れないのか、とあきれたのです。

つまり、先月の27日の全員協議会において、議長であるあなたが、私の発言を制止した件に関して、FAXで下記の質問をし回答を求めましたね。

(FAX内容)

1月28日の全員協議会の時、突然、牧田議長によって発言回数が3回以内と告げられ、不適切な議事運営による被害を受けたところです。それは、牧田議長の相も変わらぬ法令理解の不十分さ故と思い指摘したところでした。しかし、今日、別件の確認の意味もあり、議会事務局で全員協議会における『録音』を確認してきたところ、その中に、新たな牧田議長の発言として、到底、「見過ごせぬ以下の内容」のものがありません。

「一応**3回と言うことで今議会は決めましたので**、従って下さい。皆さんに従ってもらっています。規則には書いていないけれど、長時間になるので、**3回までと決めたとはいけません**。皆さんに従ってもらっています。お願いしますよ。本当に。」

つまり、議長、あなたは、今議会（今、全員協議会）における議員の発言回数を「1人3回」と発言しそれを求め、私の発言を制止・中断・禁止させました。おたずねします。

質問1、**いつ**、今議会（全員協議会）は、発言回数を3回と決めましたか？

質問2、発言回数を3回と決めた**会議名**を教えてください。

質問3、「発言回数を3回と決めた」時の**集まったメンバーは**、どの範囲ですか？ 出来れば、メンバーの氏名を明らかにして下さい。

質問4、「3回と決めた件」を、**どの範囲にまで周知**させましたか？

質問5、議長の認識をお聞きします。

①『決定』されたと言われる「発言回数3回」は、議会基本条例違反との認識はありますか？

②一部の議員と議長だけで、議会運営のルールを変えたことに関してどのような認識にありますか？

回答は、今週いっぱい（2月5日）までに、文書でお願いいたします。

(電話でのあなたの発言)

「私の勘違いであった。全員協議会での発言制限はなかった。2月18日の全員協議会で謝罪する。次の全員協議会では、発言回数制限はしない」と明言しましたね。その発言を聞いて、私は回答を2月5日までとした質問状そのものを取り消しました。

(しかし、当日の謝罪はありませんでした。改めてお聞きします。)

- 質問① あなたはどうして、約束通り謝罪をしなかったのですか？
- 質問② あなたは、周囲の誰かから、『謝らなくとも言い』とか「議長が謝るのはおかしい』などと、間違った『入れ知恵』をされ、それでまた、動揺し『態度を変えた』のでしょうか。
- 質問③ 改めてお聞きします。
あなたは、私に電話で、何に対して『謝罪する』と言ったのですか？
- 質問④ あなたは、条例の理解を間違っって運営したために、議事を混乱させました。この点は、全体に謝罪しなければなりませんね。でも、それもしてません。
- 質問⑤ あなたの発言で、私の発言が制限されました。この件は謝罪の対象にならないのですか？
- 質問⑥ あなたが、議場で（議員や役場職員の前で）、私が事前の決め事を守っていないかのような発言を繰り返し、『お願いしますよ、本当に』などと述べ、私に不当な侮辱を加えました。
こうしたことは、牧田さんの謝罪の対象ではないのですか？

いずれにせよ、がっかりしましたね。

こんなことなら、2月のはじめ、文書でしっかり回答を受け取っておくべきでした。

私自身、甘かったと反省しています。

そこで改めて、牧田議長に質問状を渡し、今回の質問6問に加えて、前回の質問5問の『回答』を求めることにしました。

期限は、2月27日（日）までお願いします。

なお、この質問書と回答は、私のHPと議員各位と役場の説明員にも配布いたしますので、ご承知おき願います。